

当初契約

工事提出書類等一覧表

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○、提示：△		
						受注者	監督職員	契約担当者 または 検査職員
契約	南島原市建設工事請負契約書 契約請書	建設業法第19条第1項 契約規則第21条～第23条 工事執行規則第12条第1項	随意契約による200万円以下の工事	請書とする事ができる。	当初契約時	→		○
			随意契約による100万円以下の工事	省略できる。	当初契約時	→	○	
			請負代金内訳書	契約書第3条 共通仕様書[1]1-1-4-1	契約書を作成する全ての工事	契約締結後30日以内に提出する。法定福利費を明示する。 入札時に提出した工事費内訳書に法定福利費が明示されている場合は、省略できる。	当初契約後	→
工程表	計画工程表	契約書第3条 共通仕様書[1]1-1-5 工事執行規則第23条	契約書を作成する全ての工事	工期の始期日から40日以内に提出する。 施工計画書を提出する工事は省略できる。	当初契約時	→	○	
		共通仕様書[1]1-1-5 工事執行規則第23条	請書を作成する全ての工事	工期の始期日から40日以内に提出する。	当初契約時	→	○	
建退共	掛金収納書(発注者用)	共通仕様書[1]1-1-47-7	建設業退職金共済制度に該当する場合	契約締結後30日以内(電子申請方式は40日以内)に提出する。	当初契約時	→		○
現場代理人等	現場代理人等通知書	建設業法第19条の2第1項 契約書第10条第1項 工事執行規則第20条第1項		工事の始期の前日までに現場代理人、主任技術者等及び専門技術者を決定し通知する。	当初契約時	→		○
	現場代理人兼務承諾協議書	現場代理人の取扱いについて	他工事に従事している者を現場代理人として配置する場合	要件を満たし、事前に監督職員の承諾を得る。	事前	→	○	
	主任技術者兼務承諾協議書	建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて	他工事に従事している者を主任技術者として配置する場合	要件を満たし、事前に監督職員の承諾を得る。	事前	→	○	
監督職員	監督職員決定通知書	建設業法第19条の2第2項 契約書第9条第1項 工事執行規則第21条第1項		監督職員を決定したら受注者に通知する。	当初契約時	○	←	
コリンズ	工事実績情報(受注時)	共通仕様書[1]1-1-7	500万円以上の工事	当初契約後10日以内に登録する。 監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示する。	当初契約時	→	△	
	工事実績情報(訂正時)	共通仕様書[1]1-1-7	工事実績情報の訂正が必要となった500万円以上の工事	監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示する。	随時	→	△	

工事着手前

工事提出書類等一覧表

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○、提示：△		
						受注者	監督職員	契約担当者 または 検査職員
前金払	前金払請求書	契約書第35条第1項 工事執行規則第41条第1項	前金払を請求する場合	保証証書を寄託して請求する。	前金払 請求時	→	○	
照査	設計図書の照査結果			契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行う。	工事着手前 随時	→	○	
	設計図書の不備や現場との不一致等が確認できる資料	契約書第18条第1項 工事執行規則第24条第5項 共通仕様書[1]1-1-3-2	設計図書と現場の不一致等が確認された場合	確認したら速やかに提示して確認を受けるとともに、監督職員の求めに応じて提出する。	工事着手前 随時	→	○	
週休2日	週休2日の実施の有無	週休2日工事(受注者希望型)試 行要領	特記仕様書に対象工事である旨が明示された工事	施工計画書の提出前までに工事打合せ簿で監督職員と協議する。	工事着手前	→	○	
	週休2日取得計画	週休2日工事(受注者希望型)試 行要領	週休2日を実施する場合	実施する場合は、取得計画を施工計画書の予定工程表に記載して提出する。	工事着手前	→	○	
施工計画 (土木)	施工計画書	共通仕様書[1]1-1-6-1	500万円以上の工事または監督職員が指示した場合	工事着手前かつ施工方法が確定した時期に提出する。	工事着手前	→	○	
	施工計画書(一部省略)	建設工事書類スリム化の手引き (南島原市)	当初設計金額1,500万円未満の災害復旧工事	工事着手前かつ施工方法が確定した時期に提出する。	工事着手前	→	○	
	施工計画書の内容の一部を省略するための承諾願	共通仕様書[1]1-1-6-1	施工計画書の一部を省略する維持工事等簡易な工事	事前に監督職員の承諾を得る。	工事着手前 事前	→	○	
施工計画 (建築)	総合施工計画書	公共建築工事標準仕様書 1.2.2	500万円以上の工事または監督職員が指示した場合	工事着手前に提出する。	工事着手前	→	○	
	工種別施工計画書	公共建築工事標準仕様書 1.2.2	500万円以上の工事または監督職員が指示した場合	工事着手前に提出する。 小規模工事等で工種が少ない場合は総合施工計画書の主要工種の項目に含めて提出してもよい。	工事着手前	→	○	
	工種別施工計画書 (一部省略)	建設工事書類スリム化の手引き (南島原市) 公共建築工事標準仕様書 1.2.2	直接工事費100万円以下の工種	あらかじめ総合施工計画書に省略することを明記し、監督職員の承諾を得て提出を省略できる。	工事着手前 事前	→	○	
熱中症対策	熱中症予防対策について	熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領	主たる工種が屋外作業である工事(営繕工事は除く)で特記仕様書に対象工事である旨が明示された工事	工事期間中の気温の計測方法及び計測結果の報告方法を施工計画書に記載して提出する。	工事着手前	→	○	
創意工夫	工事特性、創意工夫、社会性等に関する提案	南島原市建設工事成績評定要領第5条	創意工夫の実施を予定している場合	事前に施工計画書または工事打合せ簿で監督職員に提案する。	工事着手前 随時	→	○	

工事着手前

工事提出書類等一覧表

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○、提示：△		
						受注者	監督職員	契約担当者 または 検査職員
資材	材料承諾願		工事で使用する材料がある場合	工事材料を使用するまでに監督職員に提出し確認を受ける。	工事着手前	→	○	
	工事材料の品質を証明する資料		工事で使用する材料がある場合	材料承諾願いと併せて提出する。	工事着手前	→	○	
	長崎県内産資材を使用しない理由書	共通仕様書[1]1-1-54-3	県内生産品以外を使用する500万円以上の工事	県内生産品以外を使用する場合、説明資料が必要な資料は事前に提出し、理由について監督職員の承諾を得る。	工事着手前 事前	→	○	
建設副産物	再生資源利用計画書	共通仕様書[1]1-1-23-4 共通仕様書[1]1-1-23-10 再生資源省令第9条第1項	再生資源省令第9条第1項に規定する建設資材の搬入または500万円以上の工事	COBRISで作成し、施工計画書に含め提出する。	工事着手前	→	○	
	再生資源利用促進計画書	共通仕様書[1]1-1-23-6 共通仕様書[1]1-1-23-10 指定副産物省令第8条第1項	指定副産物省令第8条第1項に規定する指定副産物の搬出または500万円以上の工事	COBRISで作成し、施工計画書に含め提出する。	工事着手前	→	○	
	確認結果票	共通仕様書[1]1-1-23-6 共通仕様書[1]1-1-23-7 指定副産物省令第8条第4項	500m3以上の建設発生土を搬出する場合	発注者が行った土壌汚染対策等の手続き状況と搬出先が盛土規制法の許可地等であるなどの適正であることを確認する。 再生資源利用促進計画書に添付して提出する。	工事着手前	→	○	
安全	地下埋設物確認書	共通仕様書[1]1-1-33-8		各施設管理者に埋設物の有無を確認し、その結果を監督職員に提出する。	工事着手前	→	○	
	上空施設状況の調査結果	共通仕様書[1]1-1-33-14	施工箇所に架空線等の配線が確認された場合	架空線等の位置、高さ、占有者等の調査結果を監督職員に提出する。	工事着手前	→	○	
	安全教育の具体的計画	共通仕様書[1]1-1-33-19	500万円以上の工事	安全教育及び安全訓練等の具体的計画を施工計画書に記載して提出する。	工事着手前	→	○	
	作業主任者一覧表	共通仕様書[1]1-1-33-4	作業主任者を選任する必要がある場合	作業主任者一覧表を施工計画書に記載して提出する。	工事着手前	→	○	
	交通安全等輸送計画	共通仕様書[1]1-1-33-29	大型輸送機械で大量の土砂や資材等の輸送をとまう500万円以上の工事	交通安全等必要な事項の計画を施工計画書に記載して提出する。	工事着手前	→	○	
	工食用道路の維持補修使用計画	共通仕様書[1]1-1-33-32	工食用道路が指定された500万円以上の工事	工食用道路の維持管理、補修及び使用方法等の計画を施工計画書に記載して提出する。	工事着手前	→	○	

掲示物

工事提出書類等一覧表

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○、提示：△		
						受注者	監督職員	契約担当者 または 検査職員
建設業	建設業の許可票	建設業法第40条 建設業法施行規則第25条 施工管理基準(参-76)		公衆の見やすい場所へ掲示する。	工事着手前	掲示		
電気工事業	登録電気工事業者登録票	電気工事業の業務の適正化に関する法律第25条	2日以上にわたり電気工事を行う工事	公衆の見やすい場所へ掲示する。	工事着手前	掲示		
労災保険	労災保険関係成立票	徴収法施行規則第77条 労災法施行規則第49条 施工管理基準(参-77)		現場の見やすい場所に掲示し、労働者に周知する。	工事着手前	掲示		
建退共	建退共通適用事業主工事現場標識	共通仕様書[1]1-1-47-7 施工管理基準(参-77)	建設業退職金共済制度に該当する場合	工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示する。	工事着手前	掲示		
施工体制	施工体系図	建設業法第24条の8第4項 入契法第15条第1項 共通仕様書[1]1-1-14-2 共通仕様書[1]1-1-14-4	下請(再下請)契約を締結した場合	下請(再下請)を決定すると、契約内容を変更するごとに、速やかに工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示する。	下請(再下請) 契約締結後 随時	掲示		
	施工体制台帳作成通知	建設業法施行規則 第14条の3第1項		下請負人に通知するとともに、現場の見やすい場所へ掲示する。	下請契約 締結後 随時	掲示		
安全	標示板	共通仕様書[1]1-1-33-17		公衆の見やすい場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容等を記載した看板を設置する。	工事着手前	掲示		
	作業主任者の氏名等	労働安全衛生規則第18条	作業主任者を選任する必要がある場合	当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示し、関係労働者に周知する。	事前	掲示		
	緊急時連絡表	土木工事安全施工技術指針 1-4-5-(3)		緊急時の関係機関の連絡先を工事関係者が見やすい場所に掲示する。	工事着手前	掲示		
建設副産物	産業廃棄物保管場所の標識	廃掃法施行規則第8条	産業廃棄物の保管場所を設ける場合	見やすい場所に産業廃棄物の積替えのための保管場所であることを掲示する。	事前	掲示		
週休2日	週休2日工事看板	週休2日工事(受注者希望型)試 行要領	週休2日を実施する場合	週休2日工事であることを現場に看板等で掲示する。	工事着手前	掲示		

施工中

工事提出書類等一覧表

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○、提示：△		
						受注者	監督職員	契約担当者 または 検査職員
施工体制	施工体系図	共通仕様書[1]1-1-14-2 共通仕様書[1]1-1-14-4	下請(再下請)契約を締結した場合	下請(再下請)を決定すること、契約内容を変更することに、速やかに提出する。	下請(再下請)契約締結後 随時	→	○	
	施工体制台帳 (作業員名簿含む)	適正化法第15条第2項 共通仕様書[1]1-1-14-1 共通仕様書[1]1-1-14-4	下請契約を締結した場合	下請を決定すること、契約内容を変更することに、速やかに提出する。	下請契約 締結後 随時	→	○	
	再下請負通知書 (作業員名簿含む)	共通仕様書[1]1-1-14-1 共通仕様書[1]1-1-14-4	再下請契約を締結した場合	再下請を決定すること、契約内容を変更することに、速やかに提出する。	再下請契約 締結後 随時	→	○	
	注文請書の写し 約款 下請代金内訳書	建設業法施行規則 第14条の2第2項第1号 第14条の4第3項 共通仕様書[1]1-1-13-(1) 共通仕様書[1]1-1-13-(2)	下請(再下請)契約を締結した場合	下請(再下請)を決定すること、契約内容を変更することに、速やかに提出する。 下請代金内訳書の工期のみ変更の場合は、省略してもよい。	下請(再下請)契約締結後 随時	→	○	
	長崎県内下請企業を使用しない理由書	共通仕様書[1]1-1-55-3	県外下請を使用する500万円以上の工事	県外下請を使用する場合、事前に監督職員の承諾を得る。	事前	→	○	
施工計画	施工計画書(変更)	共通仕様書[1]1-1-6-2	施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合	変更の都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について提出する。	事前	→	○	
週休2日	週休2日実施状況資料	週休2日工事(受注者希望型)試行要領	週休2日を実施する場合	実施状況を実施工程表等により、月1回監督職員に提出する。	随時	→	○	
工事中止	工事中止通知書	契約書第20条第1項、第2項 工事執行規則第17条第1項 共通仕様書[1]1-1-18-1、2	工事中止が必要な場合	工事中止が必要となった際に理由を付して通知する。	工事中止前	○	←	
	工事中止期間中の維持・管理に関する基本計画書	共通仕様書[1]1-1-18-3	工事全体の施工を一時中止(主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む)する場合	発注者に提出して協議する。	工事中止時	→	○	
	工事中止解除通知書	工事執行規則第17条第3項	工事中止を行った場合	工事中止解除が可能となった際は、受注者に通知する。 契約工期の変更が必要な場合は、変更契約工期を記載する。	工事中止解除時	○	←	

施工中

工事提出書類等一覧表

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○、提示：△		
						受注者	監督職員	契約担当者 または 検査職員
中間前金払	認定請求書	契約書第38条第1項 工事執行規則第41条の2第1項 共通仕様書[1]1-1-31	中間前金払を選択し、中間前払金を請求した場合	工事履行報告書及び実施工程表を添えて提出する。	中間前払金請求時	→	○	
	工事履行報告書	工事執行規則第41条の2第1項 共通仕様書[1]1-1-31	中間前金払の認定を請求する場合	認定請求書に添えて提出する。	中間前払金請求時	→	○	
	実施工程表	共通仕様書[1]1-1-31	中間前金払の認定を請求する場合	工事履行報告書と併せて提出する。	中間前払金請求時	→	○	
	認定(調書)通知書	契約書第38条第2項 工事執行規則第41条の2第2項	中間前金払の認定請求書を受理した場合	認定請求書の受理後7日以内に認定を行い、その結果を受注者に通知する。	中間前払金請求時	○	←	
	中間前金払請求書	契約書第38条第3項 工事執行規則第41条の2第3項	認定の通知を受けた場合	保証証書を寄託して請求する。	中間前払金請求時	→	○	
部分払	請負工事既済部分検査請求書	契約書第39条第2項 工事執行規則第37条第1項 共通仕様書[1]1-1-27-1	部分払を選択し、部分払を請求する場合	出来高に関する資料を添えて提出する。	既済部分請求時	→	○	
	既済部分検査結果通知書	契約書第39条第3項 工事執行規則第37条第2項		検査結果を受注者に通知する。	既済部分検査後	○	←	
	部分払請求書	契約書第39条第5項 工事執行規則第42条第1項	既済部分検査結果通知書を受けた場合	請負代金相当額の10分の9以内の額を請求できる。	部分払請求時	→	○	
部分引渡し	指定部分完成通知書	契約書第40条第1項 工事執行規則第39条第1項 共通仕様書[1]1-1-27-1	指定部分がある工事	指定部分に係る工事の完成時に、工事写真等の工事記録を添えて提出する。	指定部分完成時	→	○	
	指定部分完成確認書	契約書第40条第1項 工事執行規則第43条第1項	指定部分の完成検査に合格した場合	指定部分の検査完了後7日以内に検査結果を受注者に通知する。	指定部分検査後	○	←	
	指定部分請負代金請求書	契約書第40条第1項 工事執行規則第43条第1項	指定部分完成確認書を受けた場合	指定部分に相応する請負代金を請求できる。	指定部分請求時	→	○	
部分使用	部分使用協議書	契約書第34条第1項 工事執行規則第30条第1項 共通仕様書[1]1-1-29	引渡し前に工事目的物の全部又は一部を発注者又は管理者が使用する場合	受注者の同意を得て部分使用できる。	随時	○	←	
	部分使用承諾書	契約書第34条第1項 工事執行規則第30条第1項 共通仕様書[1]1-1-29		部分使用をする場合は中間検査を実施する。	中間検査後	→	○	

施工中

工事提出書類等一覧表

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○、提示：△		
						受注者	監督職員	契約担当者 または 検査職員
段階確認	段階確認の実施予定等の報告	共通仕様書[1]1-1-24-5(2)	段階確認が必要な場合	確認種別、細別、確認時期、希望日時等を、確認可能日の概ね1週間前までに報告する。	段階確認前	→	△	
	段階確認の実施日等の報告	共通仕様書[1]1-1-24-5(3)	段階確認が必要な場合	確認日時、確認者氏名、確認方法を、速やかに受注者へ報告する。	段階確認前	△	←	
	段階確認書及び管理資料	共通仕様書[1]1-1-24-5(4)	段階確認が必要な場合	確認時まで準備して、確認時に提示する。完成時まで保管する。	段階確認時	→	△	
	段階確認提示資料(机上の場合)	共通仕様書[1]1-1-24-6	机上での段階確認が必要な場合	施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受ける。	段階確認時	→	△	
施工管理	出来形管理資料	共通仕様書[1]1-1-30-3 施工管理基準(出来形管理)		監督職員から請求があった場合は、速やかに提示する。	随時	→	△	
	品質管理資料	共通仕様書[1]1-1-30-3 施工管理基準(品質管理)		監督職員から請求があった場合は、速やかに提示する。	随時	→	△	
	写真管理資料	共通仕様書[1]1-1-30-3 施工管理基準(写真管理)		監督職員から請求があった場合は、速やかに提示する。	随時	→	△	
建設副産物	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	共通仕様書[1]1-1-23-3 廃掃法第12条の3	産業廃棄物が搬出される工事	監督職員から請求があった場合は、速やかに提示する。	随時	→	△	
安全	地下埋設物状況の調査結果	共通仕様書[1]1-1-33-9	施工箇所に地下埋設物等が予想される場合	地下埋設物の有無や位置、深さ、占有者等の調査結果を監督職員に提出する。	事前	→	○	
	地下埋設物発見報告	共通仕様書[1]1-1-33-10	施工中に管理者不明の地下埋設物等が発見された場合	速やかに監督職員に報告するとともに、管理者を調査し明確にする。	随時	→	△	
	その他物件の発見報告	共通仕様書[1]1-1-33-12	施工区域内で想定外の物件が発見(拾得)された場合	監督職員及び関係官公庁へ速やかに報告し指示を仰ぐ。	随時	→	△	
	安全教育訓練の実施資料	共通仕様書[1]1-1-33-20		監督職員から請求があった場合は、速やかに提示する。	随時	→	△	

施工中

工事提出書類等一覧表

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○、提示：△		
						受注者	監督職員	契約担当者 または 検査職員
対外折衝	官公庁届出資料	共通仕様書[1]1-1-41-3	官公庁に届出を行った場合	監督職員から請求があった場合は、速やかに提示する。	随時	→	△	
	官公庁届出結果報告	共通仕様書[1]1-1-41-4	官公庁に届出を行い、その許可条件が設計図書に適合しない場合	判明したら速やかに監督職員と協議する。	随時	→	○	
	近隣協議(交渉)事前報告	共通仕様書[1]1-1-41-7	近隣協議を行う場合	事前に協議(交渉)内容を監督職員に報告する。	随時	→	△	
	近隣協議(交渉)状況報告	共通仕様書[1]1-1-41-8	近隣協議を行った場合	協議(交渉)状況を随時監督職員に報告する。	随時	→	△	
現場代理人	現場代理人等変更通知書	契約書第10条第1項 工事執行規則第20条第1項	現場代理人、主任技術者等を変更した場合	発注者に遅滞なく通知する。	随時	→	○	
監督職員	監督職員変更通知書	契約書第9条第1項 工事執行規則第21条第1項	監督職員を変更した場合	受注者に遅滞なく通知する。	随時	○	←	
建退共	掛金収納書(発注者用)		共済証紙を追加購入した場合	追加購入時は、工事完成までに提出する。	随時	→	○	

契約変更

工事提出書類等一覧表

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○、提示：△		
						受注者	監督職員	契約担当者 または 検査職員
契約変更	契約変更申込書	建設業法第19条第2項 工事執行規則第16条第1項	工事内容の変更により契約を変更しようとする場合	契約を変更するときは、受注者に申込み。	契約変更時	○	←	
	契約変更請書	建設業法第19条第2項 工事執行規則第16条第2項	契約変更の申込みがあった場合	契約変更申込書を受け、異議がなければ、速やかに提出する。	契約変更時	→	○	
工期変更	工期延期届	契約書第22条第1項 工事執行規則第18条第1項	天候の不良など受注者の責めに帰さない理由で工期内に工事を完成することができない場合	工期内に工事を完成することができないと判明したら遅滞なく提出する。	随時	→	○	
	工期変更根拠資料	共通仕様書[1]1-1-20	工期変更の協議を行う場合 次の場合は、除く ・支給材料が不相当 ・設計図書が不適合 ・前金不払による工事中止	変更日数の算出根拠、変更工程表等を提出する。	契約変更前	→	○	
数量	出来形数量	共通仕様書[1]1-1-25 共通仕様書[1]1-1-23-3 共通仕様書[1]1-1-23-16、18		出来形測量を実施し、出来形数量を算出して提出する。搬出された産業廃棄物等の数量も含む。	契約変更前	→	○	
熱中症対策	熱中症予防対策の計測結果資料(営繕工事は除く)	熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領	主たる工種が屋外作業である工事の特記仕様書に対象工事である旨が明示された工事	施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出する。	最終 契約変更前	→	○	
週休2日	現場閉所等の結果が確認できる資料	週休2日工事(受注者希望型)試行要領	週休2日工事を実施した場合	実施結果を実施工程表等により、監督職員に提出する。	最終 契約変更前	→	○	
コリンズ	工事実績情報(変更時)	共通仕様書[1]1-1-7	500万円以上の工事がかつ工期または技術者が変更された場合	変更後10日以内に登録する。監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示する。	随時	→	△	

工事完成

工事提出書類等一覧表

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○、提示：△		
						受注者	監督職員	契約担当者 または 検査職員
完成検査	工事完成通知書	契約書第32条第1項 工事執行規則第33条第1項 共通仕様書[1]1-1-26-1		完成図書を添えて提出する。	完成時	→	○	
完成検査 完成図書	出来形管理資料	共通仕様書[1]1-1-30-3 施工管理基準(出来形管理)		完成時に提出する。	完成時	→	○	
	品質管理資料	共通仕様書[1]1-1-30-3 施工管理基準(品質管理)		完成時に提出する。	完成時	→	○	
	段階確認書	共通仕様書[1]1-1-24-1 共通仕様書[1]1-1-24-5(4)	段階確認及び立会いを実施した場合	管理資料を添えて完成時に提出する。	完成時	→	○	
	工事打合せ簿一覧表	共通仕様書[1]1-1-44-3		完成時に提出する。	完成時	→	○	
	建設資材使用報告書(完成)	共通仕様書[1]1-1-54-2	500万円以上の工事	完成時に提出する。	完成時	→	○	
	下請企業使用報告書(完成)	共通仕様書[1]1-1-55-2	500万円以上の工事	完成時に提出する。	完成時	→	○	
	再生資源化等報告書	建設リサイクル法第18条第1項	特定建設資材廃棄物を運搬又は処分した場合	完成時に提出する。	完成時	→	○	
	再生資源利用実施書	共通仕様書[1]1-1-23-11 再生資源省令第9条第5項	再生資源省令第9条第1項に規定する建設資材の搬入または500万円以上の工事	COBRISで作成して提出する。	完成時	→	○	
	再生資源利用促進実施書	共通仕様書[1]1-1-23-11 指定副産物省令第8条第9項	指定副産物省令第8条第1項に規定する指定副産物の搬出または500万円以上の工事	COBRISで作成して提出する。	完成時	→	○	
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)総括表	共通仕様書[1]1-1-23-3	産業廃棄物が搬出された工事	完成時に提出する。	完成時	→	○	
	建設発生土の搬出量が確認できる資料	共通仕様書[1]1-1-23-16	建設発生土が搬出された工事	完成時に提出する。	完成時	→	○	
	建設廃棄物処理委託契約書(写)	建設副産物実施要領(長崎県)	廃棄物の処理がある工事で運搬又は処分を他人に委託した場合	収集運搬業許可証(写)、処理業許可証(写)を添えて完成時に提出する。	完成時	→	○	
安全管理総括表			完成時に提出する。	完成時	→	○		

工事完成

工事提出書類等一覧表

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○、提示：△		
						受注者	監督職員	契約担当者 または 検査職員
完成検査 完成図書 つづき	工事特性、創意工夫、社会性等に関する実施状況	南島原市建設工事成績評定要領第5条	創意工夫を実施した工事	完成時に実施状況と説明資料及び説明写真を添えて提出する。説明資料には実施したことによる効果についても記載する。	完成時	→	○	
	写真管理資料	共通仕様書[1]1-1-30-3 施工管理基準(写真管理)		完成時に提出する。	完成時	→	○	
	完成図 施工図	公共建築工事標準仕様書 1.7.2		完成時に提出する。	完成時	→	○	
	保全に関する資料	公共建築工事標準仕様書 1.7.3		完成時に提出する。	完成時	→	○	
完成検査 提示	工事实績情報 (受注・変更・訂正)	共通仕様書[1]1-1-7	500万円以上の工事	完成検査時に提示する。	検査時	→		△
	掛金充当実績総括表	共通仕様書[1]1-1-47-7	建設業退職金共済制度に該当する工事	加入労働者数報告書、工事別共済証紙受払簿等の管理状況が確認できる書類も提示する。	検査時	→		△
	工事安全日誌 安全巡視記録	労働安全衛生規則第637条		完成検査時に提示する。	検査時	→		△
	KY、TBM等活動記録	元方事業者による建設現場安全管理指針第2-11		完成検査時に提示する。	検査時	→		△
	災害防止協議会実施記録	労働安全衛生規則第635条	下請契約を締結した工事	完成検査時に提示する。	検査時	→		△
	店社バローール実施記録	労働安全衛生規則 第18条の8第1項		完成検査時に提示する。	検査時	→		△
	安全訓練実施記録	共通仕様書[1]1-1-33-20		完成検査時に提示する。	検査時	→		△
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	共通仕様書[1]1-1-23-3 廃掃法第12条の3	産業廃棄物が搬出される工事	完成検査時に提示する。	検査時	→		△
	新規入場者教育関係	労働安全衛生規則第35条		完成検査時に提示する。	検査時	→		△
使用機械点検整備記録	労働安全衛生規則第170条他		完成検査時に提示する。	検査時	→		△	

工事完成

工事提出書類等一覧表

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○、提示：△		
						受注者	監督職員	契約担当者 または 検査職員
完成検査 提示 つづき	足場、土留等の点検記録	労働安全衛生規則第655条他		完成検査時に提示する。	検査時	→		△
	関係官公庁との折衝調整関係	共通仕様書[1]1-1-41-3		完成検査時に提示する。	検査時	→		△
	工程管理資料	共通仕様書[1]1-1-30-3 施工管理基準(工程管理)		完成検査時に提示する。	検査時	→		△
工事手直し	工事手直し指示書	工事執行規則第35条第1項 共通仕様書[1]1-1-26-5	完成検査の結果において、完成と認め ることができない工事	手直し内容及び期限を指示する。	検査時	○		←
	修補完了届	工事執行規則第35条第2項	手直しの指示を受け、その手直しが完了 した場合	手直しが完了したことを提出し、検査職 員の検査を受ける。	手直し完了時	→		○
完成払	工事完成確認書	契約書第32条第2項 工事執行規則第38条第1項	完成検査に合格した場合	検査完了後7日以内に検査結果を受注 者に通知する。	検査後	○	←	
	完成払請求書	契約書第33条第1項 工事執行規則第40条第1項	完成検査に合格した場合	完成検査に合格し、工事完成確認書を 受理したら請求する。	検査後	→	○	
成績評定	工事成績評定通知書 工事成績評定書	南島原市建設工事成績評定点 通知実施要領第2条	500万円以上で評定の対象となる工事	完成検査後、速やかに評定した結果を 受注者に通知する。	検査後	○	←	
	工事成績再評定通知書 工事成績再評定書	南島原市建設工事成績評定点 通知実施要領第2条	再評定を行った工事	再評定した結果を受注者に通知する。	検査後	○	←	
	工事成績評定結果説明資料 請求書	南島原市建設工事成績評定点 通知実施要領第3条	評定または再評定を行った工事	評定または再評定の通知を受けた日か ら14日以内(休日を含む)に評定点につ いて説明を請求する。	検査後	→		○
	工事成績評定結果説明資料 請求に関する回答	南島原市建設工事成績評定点 通知実施要領第5条	評定または再評定を行った工事	評定点について受注者から説明を求め られた場合に回答する。	検査後	○		←
コリンズ	工事実績情報(完成時)	共通仕様書[1]1-1-7	500万円以上の工事	工事完成後10日以内に登録する。 監督職員の請求があった場合は、遅滞 なく提示する。	完成後	→	△	

その他(必要な時)

工事提出書類等一覧表

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者:→ 提出:○、提示:△		
						受注者	監督職員	契約担当者 または 検査職員
事故	事故等発生速報(第1報)	共通仕様書[1]1-1-36 共通仕様書[1]1-1-33-6 共通仕様書[1]1-1-33-11	事故が発生した場合 物損事故も含む	受注者は、事故が発生したら、まずは電話等で報告し、速やかに監督職員へ提出または通知する。	事故発生時	→	○	
			事故が発生した場合 物損事故も含む	監督職員は、受注者から報告を受けたら速やかに契約担当課へ提出する。	事故発生時		→	○
	事故等発生報告書(第○報)	共通仕様書[1]1-1-36	事故が発生した場合 物損事故も含む	受注者は、事故の詳細が判明し、図面や写真等が準備でき次第、速やかに監督職員へ提出する。被災者が職場復帰または完治した時点で最終報告する。	事故発生後	→	○	
			事故が発生した場合 物損事故も含む	監督職員は、受注者から報告を受けたら速やかに契約担当課へ提出する。	事故発生後		→	○
	被災者の現場復帰届	共通仕様書[1]1-1-36	事故が発生した場合	被災者が職場復帰した場合は、監督職員に提出する。	職場復帰後	→	○	
			事故が発生した場合	監督職員は、受注者から報告を受けたら速やかに契約担当課へ提出する。	職場復帰後		→	○
支給材料等	支給材料等の引渡し指示書	契約書第15条第1項 工事執行規則第27条第2項 共通仕様書[1]1-1-21-5	支給材料等を使用する工事	品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期が設計図書に記載されていない場合、受注者に通知する。	随時	○	←	
	支給材料等の受領書又は借用書	契約書第15条第3項 工事執行規則第27条第4項	支給材料等を使用する工事	支給材料等の引渡しを受けた日から7日以内に提出する。	随時	→	○	
	支給材料等が適当でない旨の報告	契約書第15条第2項 契約書第15条第4項 工事執行規則第27条第3項 工事執行規則第27条第5項	支給材料等を使用する工事 その支給材料等が適当なものではなかった工事	支給材料等が適当でないこと確認された時点で、その旨を発注者へ報告する。	随時	→	△	
	支給材料等の修理承諾願い	共通仕様書[1]1-1-21-7	支給材料等について修理が必要となった工事	事前に監督職員の承諾を得る。	事前	→	○	
	支給品精算書	共通仕様書[1]1-1-21-3	支給材料を使用する工事	支給材料の使用が完了したら提出する。	随時	→	○	

その他(必要な時)

工事提出書類等一覧表

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者:→ 提出:○、提示:△		
						受注者	監督職員	契約担当者 または 検査職員
施工時間	施工時間変更承諾願	共通仕様書[1]1-1-42-1	設計図書に施工時間が定められている 工事でその時間を変更する必要がある 工事	事前に監督職員の承諾を得る。	工事着手前 事前	→	○	
	休日・夜間作業報告	共通仕様書[1]1-1-42-2	設計図書に施工時間が定められていない 工事で休日または夜間に作業を行う 工事	事前に理由を付して監督職員に報告する。	随時	→	△	
社会保険等 未加入対策	社会保険等未加入建設業者に 係る契約書及び施工体制 台帳(写)	契約書第7条の2第1項	下請契約を締結した一次下請負人に 社会保険等未加入建設業者が確認され た工事	監督職員は、写しを契約担当課に提出 する。	随時		→	○
	社会保険等未加入建設業者 が確認された通知書	契約書第7条の2第1項	下請契約を締結した一次下請負人に 社会保険等未加入建設業者が確認され た工事	契約を締結した具体的な理由を記載し た理由書を7日以内に監督職員へ提出 する旨を通知する。	随時	○	←	
	社会保険等未加入建設業者 と一次下請契約を締結した理 由書	契約書第7条の2第1項	下請契約を締結した一次下請負人に 社会保険等未加入建設業者が確認され た工事	契約を締結した具体的な理由を記載し た理由書を監督職員に提出する。	随時	→	○	
				監督職員は、提出された理由書の内容 を確認し、契約担当者へ提出し、協議 する。	随時		→	○
	特別な事情を有すると認めた 通知書	契約書第7条の2第2項	下請契約を締結した一次下請負人に 社会保険等未加入建設業者が確認され た工事	特別な事情を有すると認めた旨を通知 する。 併せて30日以内に届出の義務を履行し た確認書類を契約担当者へ提出するよ う求める。	随時	○		←
	特別な事情を有さないと認め た通知書	契約書第7条の2第2項	下請契約を締結した一次下請負人に 社会保険等未加入建設業者が確認され た工事	特別な事情を有さないと認めた旨を通 知する。	随時	○		←
	社会保険等の加入状況につ いての文書指示	契約書第7条の2第2項	下請契約を締結した一次下請負人に 社会保険等未加入建設業者が確認され た工事	社会保険等の届出の確認書類が未提 出または、特別な事情を有さないと認め た場合に文書による指示を行う。	随時	○		←
文化財	文化財発見報告	共通仕様書[1]1-1-38-1	施工区域内で文化財が発見された工 事	直ちに工事を中止し、監督職員と協議 する。	随時	→	△	